

非常変災時における措置について

下記警報が発令された際の電話やメール配信は、緊急対応を優先させるため、原則行いませんので、ニュース等での確認をお願いいたします。

I 特別警報・暴風警報・暴風雪警報・洪水警報における対応

① 午前7時現在

枚方市に特別警報が発表されているときは、臨時休校。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されているときは、登校させないで自宅待機。

② 午前9時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第2校時より授業を行います。

(9時35分までに集団登校。学校給食はありますので、下校は平常通りです。)

いずれかが発表中の場合は、引き続き自宅待機。

※警報解除後の集団登校については、集合時間等を含め、各地区ごとで確認を取ってください。

③ 午前10時現在

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が解除されたときは、第3校時より授業を行います。

(10時45分までに集団登校。学校給食はありませんので、午前中授業で下校します。)

いずれかが発表中の場合は、臨時休校。

④ 登校後

枚方市に特別警報が発表されたときは、原則として学校待機とし、状況によって教育委員会と連携して対応します。

暴風警報、暴風雪警報、洪水警報が発表されたときは、原則として教師引率のもと、集団下校する、あるいは学校に待機する等、雨量・通学路の状況により判断します。

※帰宅後、お子様が困らないように、ご家庭での対応についてご準備ください。

※4月に提出いただきました「緊急時の下校について」と異なる対応が必要な時は、事前に連絡帳でお知らせください。

※留守家庭児童会開室前に上記発表があった場合、休室となり下校します。ご家庭での対応をお願いします。

⑤ 留守家庭児童会室

午前11時現在、警報が解除されているときは、通常どおり午後1時15分より(※午前9時から午前10時の間に解除されたときは午後0時15分から)開室します。(詳細は、留守家庭児童会室にご確認ください)

⑥ 枚方子どもいきいき広場

いきいき広場についても、この度の学校の対応に準じて、非常変災時における中止の取り扱いから、「大雨警報」が除かれます。

<学校からの緊急時における連絡について>

学校 ⇒ P T A生活指導委員長代表 ⇒ 各地区生活指導委員長 ⇒ 各地区生活指導委員

《お願い》
・警報解除により登校させる場合は、風雨の状況を考え、登校させてください。
・臨時休校の場合、できるだけ自宅で過ごすようご指導ください。

・学校への電話が集中しないよう、問い合わせ電話は、生活指導委員長のみにしてください。

Ⅱ 地震発生時における学校の対応について

- 1 枚方市において、震度5弱以上の地震が発生した場合、以下の対応となりますので、市のホームページ、防災無線、テレビ、ラジオ等の情報に注意してください。
- 2 家庭内での身を守る場所の確認や、登下校中に地震が発生した際、一時避難する安全な場所(公園・近くの学校の校庭等)の確認をお願いします。
- 3 保護者への引渡し下校の際は、学校からの連絡に基づいて、ご対応をお願いします。

状況 パターン	震度5弱以上の地震が発生
登校前	<p style="text-align: center;">臨時休業</p> <p>※前日の下校以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業とする。 ※土・日・祝日及びその前日に発生した場合は、休業日明けを原則、臨時休業とする。</p>
登校中	<p style="text-align: center;">児童は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として登校</p>
在校時	<p style="text-align: center;">地震時は身を守る行動をとり、揺れがおさまったら、余震に備えて校庭へ避難 ⇒ <u>以降、臨時休業</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">児童の確認・保護</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">安否情報及び、下校について保護者へ連絡</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">【児童】保護者への引渡し</p>
下校中	<p style="text-align: center;">児童は、危険な場所を避け、安全な場所 (公園・近くの学校の校庭等)へ一時的に避難</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">揺れがおさまった後、原則として自宅へ</p>

※留守家庭児童会室の対応について

- ①登校前から在校時までの間に震度5弱以上の地震が発生した場合、留守家庭児童会室は臨時休室とします。
- ②留守家庭児童会室在室時に発生した場合は、学校対応の「在校時」に準じた対応とします。
- ③三季休業中など(学校休業日に留守家庭児童会室を開室する日)に発生した場合も、上表に準じた対応とします。